

東京都商店街振興組合連合会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

（1）事業の概要

東京都商店街振興組合連合会（以下「連合会」という。）は、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき、昭和43年4月に設立された法人で、組合員又はその構成員の事業の健全な発展に寄与し、併せて公共の福祉の増進に資することを目的として、主に次の事業を行っている。

ア 商店街振興組合等の設立・運営に関する指導

イ 商店街活性化のための各種研修及び調査事業

（2）都との関係

都は、連合会が行う商店街振興組合指導等の補助事業に対し、平成17年度1,800万円、平成18年度7,499万余円の補助金を交付している。

2 組織

連合会は、事務所を中央区銀座二丁目10番18号に置き、役員30名（理事長1名、副理事長5名、専務理事1名、理事20名、監事3名）（うち非常勤役員29名）及び職員9名、5課で構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成17年度及び平成18年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

（1）産業労働局 平成19年9月18日及び同年10月1日

（2）連合会 平成19年10月11日

第4 監査の結果

1 事業実績について

連合会の平成17年度及び平成18年度における補助実績等は、表1のとおりであり、補助事業実績報告書を中心に監査を行い、補助対象となっている商店街指導事業の実施状況や経理状況について関係書類等を確認した結果、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表1) 補助実績等

(単位：千円)

対象事業（補助要綱等）		補助対象額	補 助 額	補 助 率
	概要・実績等			
1	商店街振興組合指導等 (東京都商店街振興組合連合会指導事業費補助金交付要綱)			
	中小小売商業者の経営の安定を図るため、商店街振興組合等に対し行う指導、情報提供等 ○平成17年度 組合指導 368回 全国振興連職員講習会ほか参加 7回、延16人 指導施設の賃借 商店街大学 7日間、延134名 商店街ニュース 毎月3,500部 報告書「商店街活性化へヒント～魅力ある商店街づくりをめざして～」3,200部 ○平成18年度 商店街指導員等人件費 9人 54,290千円 組合等指導実施 2,700千円 指導旅費 390回 211千円 福利環境整備費 2,489千円 全国振興連職員講習会ほか 18,000千円 講習会参加 8回、延27人 指導施設の賃借 商店街大学 7日間、延153名 商店街ニュース 毎月3,600部 商店街指導資料 商店街振興組合法及び関係法令集 ほか 計3,000部	平成17年度 27,246 平成18年度 81,967	平成17年度 18,000 平成18年度 74,990	補助対象額の 10/10以内 (平成17年度 うち国1/2以内、 都残額) (平成18年度 都単独)